

補助申請の流れ



補助事業は、区分1つにつき原則年度中1回限りです。補助の要件等がありますので、交付申請前に各担当課にご相談ください。

申請書は各担当課にあります。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/4/kaseikahojuo.html>



生活基盤用水路改修

(実施例)

補助額 **37万5千円**



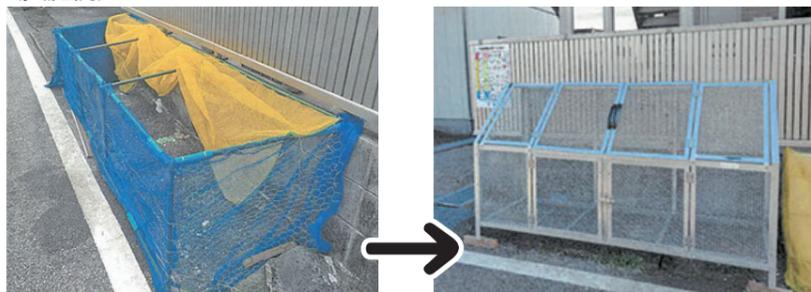
栄町1自治会(土佐山田町)では、生活用水路の改修に補助金を活用しました。

- ◆全体経費 596,904円
- ◆生活基盤整備(請負)事業(補助率75%以内)
- ※補助金上限375,000円

ゴミステーションの購入

(実施例)

補助額 **19万1千円**



新田自治会(香北町)では、ゴミステーションの購入に補助金を活用しました。

- ◆全体経費 191,400円
- ◆生活基盤整備(備品購入)事業(補助率100%以内)
- ※補助金上限250,000円



■問い合わせ先

- 定住推進課まちづくり班
☎53-1061
- 農林課農政班
☎53-1062
- 香北支所市民生活班
☎52-9285
- 香北支所地域振興班
☎52-9286
- 物部支所地域振興班
☎52-9289

みんなで
築く
まちづくり

香美市地域活性化 総合補助金

自治会などを応援するための補助制度です

〈自治会・市民団体等向け〉

自治会等が集落で、地域の振興、福祉の向上、コミュニティの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆地域活動

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流促進につながる事業、地域の活性化につながる事業

【補助率】補助対象経費の80%以内

【補助限度額】50万円

◆集会所整備

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入

【補助率】

新築：補助対象経費の80%以内

新築以外：補助対象経費の75%以内

【補助限度額】事業内容により異なるため、お問い合わせください。

◆生活基盤整備

①請負(工事を発注する場合)

【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事

【補助率】補助対象経費の75%以内

【補助限度額】37万5千円

②直営(自治会等が自ら作業する場合)

【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】25万円

③備品購入

【対象】集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する備品購入費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】25万円

◆給水施設整備

①請負

【対象】給水施設・水源管理道の整備工事

【補助率】補助対象経費の90%以内

【補助限度額】50万円

②直営

【対象】給水施設・水源管理道の整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】25万円

◆農業用施設整備

①請負

【対象】耕作道、農業用排水路等の整備に関する工事

【補助率】補助対象経費の70%以内

【補助限度額】35万円

②直営

【対象】耕作道、農業用排水路等の整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】10万円

〈農業者団体向け〉

営農分野のソフト・ハード(小規模の施設整備)事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆新規種苗導入(ゆず)

【対象】ゆず苗木の新植

【補助率】補助対象経費の50%以内

【補助限度額】苗木1本あたり500円

【条件】ゆず苗木導入1カ所あたり30本以上の新植であること/植栽本数は10ヶ所あたり70本以上100本未満であること など